

横須賀港における 浅海域の保全・再生に向けた研究報告書

走水（伊勢町）地区



追浜地区



昭和 30 年頃の横須賀港内の海水浴場
（大津・馬堀海岸）



久里浜（長瀬）地区



平成 26 年 3 月

横須賀港浅海域保全・再生研究会

はじめに

横須賀港は東京湾の南西に位置し、海岸線は多数の入り江を形成する天然の良港です。このため、明治以降、軍港として栄え、現在も海上自衛隊やアメリカ海軍の施設があるほか、完成自動車や自動車部品等の生産・流通拠点として重要な港湾となっています。

東京湾の中でも、走水や観音崎をはじめ、自然海岸や緑が残る自然環境に恵まれた港湾ですが、古くからの海軍施設、これまでの工業用地や宅地造成などに伴う埋立てにより人工護岸が増える中、市民が直接海にふれあえる場所が減少してきました。

また、閉鎖性が高い東京湾内に位置することから、一部の海域では生活排水などが水質、底質に影響を与え、貝類や甲殻類、一部魚類の漁獲量が減少するなど、海域環境の改善が必要な地域もあります。

このような状況を踏まえ、横須賀市では「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」のリーディングプロジェクト及びその下位計画である「横須賀港港湾環境計画」の中間評価での今後の重点施策として、人びとが海に親しめる場や生き物の繁殖・生育の場となり、また、海の自浄能力を高めることができる干潟や藻場の造成など、浅海域の保全・再生を推進していくことが位置付けられ、平成24年7月に学識経験者、関係行政機関、事業者などで構成する「横須賀港浅海域保全・再生研究会」が設置されました。

本研究会では、これまで6回に亘る会議において、委員による事例発表や先進事例視察などを参考にしながら、横須賀港の現状を踏まえ、保全・再生に取り組む場所の選定、利活用や整備の方法、課題等について研究・検討を行ってきました。

この度、約2年間の研究会設置期間を終えるにあたり、今後の具体的な整備計画等の策定に向けた指針となるよう、本研究会がこれまでに研究・検討してきた結果をとりまとめましたので、ここに報告します。

平成26年（2014年）3月
横須賀港浅海域保全・再生研究会
委員長 近藤健雄

目次

1	浅海域保全・再生の基本方針	1
(1)	研究会設置の背景及び目的	1
(2)	研究会での研究・検討の進め方	1
(3)	横須賀港における浅海域保全・再生の基本方針	2
2	浅海域に関する横須賀港の課題	3
3	浅海域の利活用方法	5
(1)	利活用方法の抽出	5
(2)	利活用方法を検討するにあたっての留意点	6
4	候補地の特性	8
5	候補地の絞り込み	14
(1)	候補地の評価の観点	14
(2)	絞り込み結果	15
6	候補地に期待する機能と整備方法	17
(1)	3候補地に期待する機能と実現するための施設	17
(2)	期待する機能を実現するための財源	21
(3)	先行的な取り組みの必要性	21
7	候補地の優先度	22
8	関係者の取り組みの整理	24
9	今後の検討	26
(1)	今後の検討の進め方	26
(2)	今後の検討における留意点	27

資料編

1	横須賀港浅海域保全・再生研究会設置要綱	32
2	横須賀港浅海域保全・再生研究会条例	33
3	横須賀港浅海域保全・再生研究会の開催経緯	34
4	横須賀港浅海域保全・再生研究会委員名簿	36
5	横須賀港における浅海域の保全・再生のあり方について(報告)	37

(1) 研究会設置の背景及び目的

横須賀港は、走水や観音崎などの自然海岸や緑があり、埋立てによって沿岸部が形成されている東京湾内の他の地域に比べて自然環境に恵まれた港湾です。

しかしながら、沿岸域は軍港施設として古くから埋め立てられ、戦後は工業用地や宅地の造成に伴う埋立てにより、横須賀港の約70%が人工海岸となり、人々が海にふれあえる空間が減少しました。また、横須賀港は閉鎖性の高い東京湾内に位置し、一部は入り組んだ地形であることから、生活排水などによって水質や底質が影響を受けている地域もあります。

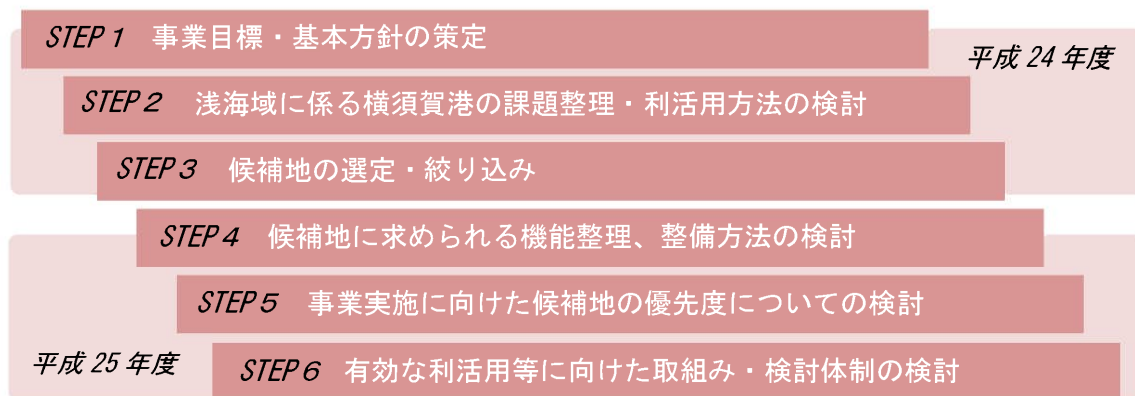
過去に横須賀市が実施した市民アンケート結果*では、横須賀市の魅力は約8割が「海や緑などの自然環境に恵まれている」と回答した一方で、約3割が「自然環境の保全・創出による潤いある地域づくりの取り組みが進められていると感じていない」と回答しています。

このような状況を踏まえ、横須賀市では環境行政のマスタープランである「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」のリーディングプロジェクトやその下位計画である「横須賀港港湾環境計画」の中間評価（平成23年11月）での今後の重点施策として、「良好な海辺環境の維持」、「交流人口の増加」、「ふれあいの場の創出」などのため、浅海域の保全・再生の推進を位置付けたほか、横須賀市議会においてもその必要性について議論されたことから、平成24年7月に横須賀港における浅海域保全・再生事業（以下、「当該事業」という）の実施に向けた整備場所の選定、整備や利活用の方法、課題等の研究・検討を目的とした「横須賀港浅海域保全・再生研究会」（以下、「研究会」という）が設置され、平成26年3月までに6回の研究会が開催されました。

(2) 研究会での研究・検討の進め方

研究会では、図1-1のとおり、事業実施へ向けた研究・検討を行いました。

図1-1 検討の進め方



* 「総合計画市民アンケート報告書」（平成23年7月）

(3) 横須賀港における浅海域保全・再生の基本方針

横須賀市は市の基本構想において、まちづくりの基本目標である都市像を「国際海の手文化都市」とし、「自然環境をはぐくみながら、人々がさまざまな交流を広げ、豊かでゆとりある安心した生活を実現し、海から世界へ、そして未来へと開いていく、国際性豊かな感性あふれる文化都市」を目指しています。将来の子どもたちに良好な海辺環境を引き継ぎ、また、海に親しめる場を創出することは目指すべき都市像を担うものあり、その実現に向けて積極的に取り組んでいくことは横須賀市の責務と言えます。

当該事業はこの責務を果たす取り組みの一つであり、人と自然の共生、人と人の交流、地域資源の創造的な活用など、横須賀市のまちづくりの基本的な考え方も踏まえて、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」や「横須賀港港湾環境計画」を推進するため、図1-2のとおり、3つの事業目的とその基本的な方針を定めました。

図1-2 目的と基本方針

目的① 海を身近に感じ、海に直接ふれあえる環境の創出	
基本方針	<ul style="list-style-type: none">・市民が容易に水際線に近づくことができ、憩いの場、活動の場として利用できる親水空間を創出する。・海に関するイベントの開催や環境教育・環境学習の場として利活用できる空間とする。
目的② 良好な海辺・水域環境の保全・維持	
基本方針	<ul style="list-style-type: none">・海域の生態系に配慮するとともに環境特性に応じた整備方法を選定し、効果的、効率的な海辺・水域環境の保全・維持を図る。
目的③ 地域や地域経済の活性化（交流人口の増加など）	
基本方針	<ul style="list-style-type: none">・アクセスが容易（公共交通機関や高速道路ICから至近）であり、市内外からの来訪者の増加が期待できる環境整備を行う。・市民・市民団体や事業者との役割分担、協働によって地域が一体となって行動することにより、地域や地域経済の活性化、市民生活の向上を図る。

浅海域とは…

水深の比較的浅い海域の総称で、干潟、砂浜、藻場などを含まます。生き物の生産力や多様性が大きく、幼稚仔（成体になるまでの発育過程にある生き物）の保育機能を有することから、海の生き物たちの「ゆりかご」として重要な場所であり、自然環境保全上もその役割の重要性が認識されつつあります。また、海水中に含まれる酸素が多いため、微生物の活動が活発であり、動植物の死がいや糞などの有機物を分解する速度が速いなど水質浄化能力が高いと言われています。当該事業においては、海域及びその背後の陸域についても一体として捉え、市民が海に親しめ、良好な海辺環境を享受できる場の創出を図ります。

2 浅海域に関する横須賀港の課題

国や地方自治体の財政状況が厳しい中、港湾の整備事業の必要性や効果が問われていることから、整備した場所を有効に利活用していくことが必要です。

一方、浅海域保全・再生の対象となりうる沿岸部においては、港湾機能やその他の利活用を行う上で様々な課題を抱えているのが現状であり、これらの問題解決も求められています。

そこで、事業目的を実現するとともに、横須賀港が抱える課題の解決も視野に入れて、整備や有効な利活用について研究・検討をする必要があるため、まずは横須賀港沿岸部全体（全13地区*）の利活用に関する課題について整理しました。

①パブリックアクセス¹⁾

横須賀港北部を中心とした海上自衛隊や米軍施設、工業用地が立地する区間については人々が水際線に近づけない、または、水際線まで近づける区間についてもほとんどが直立護岸構造のため、直接海にふれることができない場所が多い。

②海域環境

横須賀港の入り組んだ地形の区間では、閉鎖性海域のため海域環境が良くない状況であり、全体的には下水道の整備等により水質改善は進んでいるものの、一部減少した海の生き物が増加していない。

③護岸の老朽化

古くから軍港施設として整備されてきた横須賀港には戦前に整備され現存する施設もあり、護岸や棧橋等の老朽化が見られる。

④海水浴場の海岸侵食

走水海岸は、東京湾側に面した数少ない海水浴場であるが、近年、海岸侵食が進み、海水浴場としての利用が難しくなる可能性がある。

* 13地区：北部から追浜、深浦、長浦、本港、新港、平成、大津、馬堀、走水、鴨居、浦賀、久里浜、野比の全13地区

1) パブリックアクセス

人々が海辺にたどりつくための道路等の手段と、そこで憩い、遊ぶことができるような海辺環境を包括した概念。

⑤ 放置艇・不法係留

深浦地区、浦賀地区のボートパーク整備により放置艇²⁾は減少したが、ボートを降ろす斜路がないことなどを理由として、浦賀地区では手漕ぎボートなどの放置、また、平作川ではボートの不法係留が見られる。

⑥ 客船バース

港湾振興や地域経済の活性化のため横須賀港への客船誘致が進められているが、大型客船が入港できる水深が確保されている新港地区はソーラス区域³⁾であり、入港に際して警備体制が必要となっている。

2) 放置艇

船舶の係留施設ではない水域や砂浜等に存置されている船舶のこと。

3) ソーラス区域

国際条約である「SOLAS条約（海上人命安全条約）」に基づき、国際航海船舶や国際港湾施設に義務付けられた保安措置の対象となる区域で、フェンスや監視カメラ、人や車両の出入管理等の対策が義務付けられている。

(1) 利活用方法の抽出

沿岸域の利活用としては、浜辺の散策、海水浴、マリンスポーツなど様々な利活用が考えられますが、当該事業の目的から、①海を身近に感じ、ふれあう利活用、②“集客”を図る利活用、③その他、候補地の状況に応じた利活用の3つの観点で検討する必要があり、また、現状の横須賀港の課題解決も踏まえると、それぞれ以下の利活用方法が考えられます。

①海を身近に感じ、ふれあう利活用

1) 憩いの場

散策や休息など、市民や来訪者が海を身近に感じ、直接海にふれあえる場としての利活用

2) 環境教育・環境学習

海への興味・関心を高めるため、環境教育・環境学習、環境イベントの場としての利活用

3) 海の文化・漁業等の伝統的風習

海が暮らしの中で果たしてきた役割への理解を深めるため、地域や漁業の伝統行事や風習の場としての利活用

②“集客”を図る利活用

4) 海水浴

近隣海水浴場と同様に多くの集客が期待できる海水浴の場としての利活用

5) 潮干狩り

県内の主な潮干狩りスポットである「海の公園」(横浜市金沢区)と同様に多くの集客が期待できる潮干狩り場としての利活用

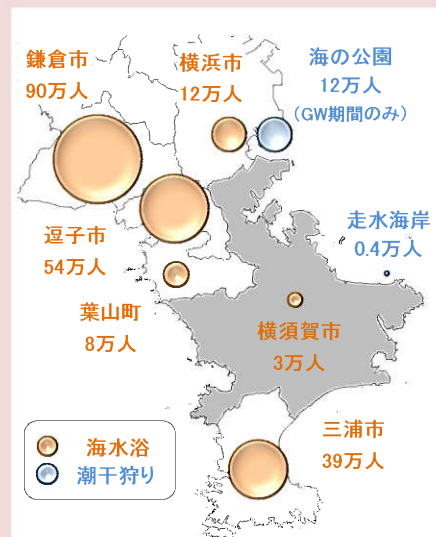
6) 磯遊び

親子でのレジャーとして磯遊びを楽しむ場としての利活用

7) 各種イベント

ビーチバレーやコンサートなど広い海辺空間を利用したイベント会場としての利活用

図3-1
H23年海水浴・潮干狩り利用者数



③その他、候補地の状況に応じた利活用

8) 防災機能

広い海辺空間を利用した災害時の資材等の備蓄機能や物揚げ機能としての利活用

9) 釣り

釣り場としての利活用

10) レストラン・売店

地域の活性化や漁業振興のため、地産地消のレストランや土産物店などによる利活用

11) マリーナ・客船バース

都会的な雰囲気を出すとともに、放置艇対策や客船バース確保のための「マリーナ」や「客船バース」としての利活用



大森ふるさとの浜辺公園（東京都）
防災クレーン



新港地区での客船の停泊

（２）利活用方法を検討するにあたっての留意点

横須賀港では、港湾区域と重なるように「共同漁業権」⁴⁾の区域が、また、一部水域には、ノリやワカメなどの養殖を行う「区画漁業権」⁵⁾の区域が設定されています。さらに、日米地位協定に基づく制限水域や航路・泊地など港湾利用される水域が定められ、利活用の実現に向けては、これらの水域の利用者等との調整が必要になります。浅海域は、海の生き物の生育・生息の場となるほか、漁場として利用することもできるため、特に漁業者については、現在及び将来の水域利用者として協力しながら検討を進めていくことが望まれます。

浅海域の利活用方法を検討するにあたっては、市民や漁業者をはじめ、事業者、行政など全ての利用者が海の恵みを楽しむよう配慮することが重要です。利用者との調整においては、お互いに受益が生まれるような方策を検討するとともに、事業の趣旨を理解し合えるよう工夫をすることで、整備に対する補償等が発生しない計画とすることが望まれます。

4) 共同漁業権

行政庁が設定する特定の水面において特定の漁業を独占的、排他的に営む権利を漁業権と言い、その中でも、一定地区の漁民が一定の水面を共同に利用して営む権利。

5) 区画漁業権

共同漁業権と同じく漁業権の一つで、水産動植物の養殖業を営む権利。

また、整備する場所の選定にあたっては、生態系や自然環境などの特性とともに、利活用への適合性についても併せて検討することが必要になりますが、利活用する上での必要条件（例えば、環境教育を行うためには生物がいなければならない、など）を的確に把握することが重要です。

4 候補地の特性

横須賀港は、北は横浜市に接する夏島町から南は野比海岸までの海岸延長が約 61km で 13 地区に分かれ、各地区の特性も異なるため、その地区の特性に合わせた整備が必要となりますが、浅海域の整備場所としては整備による効果が十分に期待できることが求められます。

そこで、パブリックアクセスの確保や海岸侵食をはじめ、横須賀港の現状と課題を考慮しながら、当該事業を進める必要性がある以下の 9 地区を候補地として考えました。

しかし、これらの各候補地では、「3 浅海域の利活用方法」で整理した利活用のための条件をすべて満たしている訳ではなく、また、地域のニーズや課題なども異なります。

このため、各候補地における利活用の適応性や海域環境に対する効果等を検証することとし、まずは 9 地区の周辺状況や社会特性、底生生物の個体数や多様度⁶⁾などの環境特性(図 4-1)、波浪などの自然特性(図 4-2)について整理しました。

1) 追浜地区リサイクルプラザアイクル前面海域

《周辺状況》

- 横須賀港港湾区域の最北部である追浜地区は工場地帯が広がり、水際線は直立護岸のため、海にふれられる場所が少ない。

《社会特性》

- 鉄道駅から遠いが、背後地には市の施設があり、駐車場が利用可能である。
- 集客に力を入れている地域であり、地元企業も各種イベントを実施している。
- 対象海域の前面は区画漁業権区域(ワカメ、コンブ)である。

《環境特性》

- 閉鎖的な海域である北部地域の中でも比較的底生生物の多様度が高く、個体数も多い。また、市民団体によるアマモ移植も実施されている。

《自然特性》

- 比較的高波浪が来襲する。(砂を用いた浅場等の造成を実施する場合には、砂を留めておくための防護施設等が必要になる)



6) 多様度(指数)

生物群集の多様性を表すための指数で、群集に含まれる種類数のほか種がどれほど均等に存在するか(均等度)を考慮している。数値として「1」に近いほど生物相が多様で、「0」は1種類の生物が独占的に生息していることを表す。

② 深浦地区前面海域

《周辺状況》

- 湾の北側は企業が立地し、西側は住宅が密集している。
- 湾の周囲には遊歩道が整備されているが、海にふれられる場所は少ない。

《社会特性》

- 湾内には深浦ポートパークや物揚場があり、狭い湾内において漁船やプレジャーボートが航行している。
- 観光資源が少ない。

《環境特性》

- 閉鎖的な北部地域にあり、底生生物の多様度が低く、アマモも生育しにくい環境にある。

《自然特性》

- 内湾部のため波浪条件は比較的穏やかである。



③ 長浦地区緑地護岸前面海域

《周辺状況》

- 地区の大部分に海上自衛隊や米軍施設があり、海にふれられる場所は少ない。

《社会特性》

- 背後地には港湾計画に位置付けられている緑地整備の計画があり、地域住民からも早期整備を望む声が多い。
- 海上自衛隊や米軍施設が立地し、艦船が航泊する地域である。

《環境特性》

- 底生生物の多様度が低い。

《自然特性》

- 内湾部のため波浪条件は比較的穏やかである。



④ 本港地区ヴェルニー公園前面海域

《周辺状況》

- 地区の大部分に海上自衛隊や米軍施設があり、海にふれられる場所は少ない。

《社会特性》

- 背後地は傾斜地のため住宅地ではないが、ヴェルニー公園、「軍港めぐり（観光船）」の発着所、大型商業施設があり、観光客や買い物客が多い。



- 海上自衛隊や米軍施設があり、艦船を間近で見られるなど横須賀らしい光景であるが、米軍提供水域に隣接しているため、整備の際には調整が難航する可能性がある。

《環境特性》

- 底生生物の多様度が低く、個体数も少ない。

《自然特性》

- 内湾部のため波浪条件は比較的穏やかである。
- 風の吹き寄せにより漂流ごみが漂着している。

⑤ 新港地区猿島周辺海域

《周辺状況》

- 猿島は東京湾唯一の自然島（無人島）である。

《社会特性》

- 猿島への渡船は、波浪条件や時間帯で利用が制限される。
- 海水浴やバーベキューなど観光客が多い。



《環境特性》

- 底生生物の多様度が比較的高く、個体数も多い。漁業者によるアサリの採取も行われている。

《自然特性》

- 比較的高波浪が発生し、波浪状態も多様である。（砂を用いた浅場等の造成を実施する場合には、砂を留めておくための大規模な防護施設等が必要になる）
- 近年は、砂浜の砂が西側へ移動し、南側の砂浜幅が狭くなっている。

⑥ 平成地区うみかぜ公園前面海域

《周辺状況》

- 背後地には、国道16号に繋がる臨港道路、マンション群、大学、大型商業施設が立地している。
- 「うみかぜ公園」の一部は親水護岸として整備され、海に直接ふれられる。

《社会特性》

- 「うみかぜ公園」ではバーベキューが楽しめ、休日は多くの人で賑わう。また、夏には海をテーマとしたイベントを開催している。

《環境特性》

- 底生生物の多様度は高いが、個体数は少ない。

《自然特性》

- 比較的高波浪である。(砂を用いた浅場等の造成を実施する場合には、防護施設等が必要である)
- 海底は急深な地形である。(整備の際には事業費が大きくなる可能性がある)



⑦ 走水（伊勢町）地区前面海域

《周辺状況》

- 天然の磯場や砂浜が点在する。

《社会特性》

- 背後地は少数の漁村集落だが、春や夏には潮干狩りや海水浴など観光客で賑わい、また、馬堀海岸のプロムナードに隣接し、地域住民が散歩やジョギングを楽しんでいる。
- 対象海域の前面は区画漁業権区域が設定され、のり養殖が行われている。

《環境特性》

- 底生生物の多様度が高く、個体数も多いため、市民団体による観察会が実施されている。
- アマモの種の採取場としても利用されている。

《自然特性》

- 比較的高波浪が発生する。(砂を用いた浅場等の造成を実施する場合には、砂を留めておくための防護施設等が必要になる)
- 北系の高波浪の影響により、海岸侵食や砂の移動が発生している。



⑧ 浦賀地区住重護岸前面海域

《周辺状況》

- 水際線は人工構造物で占められ、海にふれられる場所が少ない。

《社会特性》

- 背後地は民間事業者による開発予定地であるが、未開発のままとなっている。
- 周辺は市街化調整区域であることから、住宅がほとんどない。

《環境特性》

- 底生生物の多様度は高いが、個体数は9候補地の中では中程度である。

《自然特性》

- 比較的高波浪が発生する。(砂を用いた浅場等の造成を実施する場合には、砂を留めておくための防護施設等が必要になる)
- 高波浪時には、護岸の越波が顕著である。



⑨ 久里浜（長瀬）地区前面海域

《周辺状況》

- 平作川河口部の南側には砂浜海岸、北側には天然の磯場がある。

《社会特性》

- 背後地には港湾計画に位置付けられている緑地整備の計画がある。
- 市街地から近く、背後地の久里浜は市内で最も人口が多い。
- 付近には港湾に関する研究機関が立地し、当該事業において協働での取り組みが期待できる。

《環境特性》

- 底生生物の多様度が高く、個体数も多い。港内にはアマモが生育している。

《自然特性》

- 港内であるが比較的高波浪が発生する区間がある。(砂を用いた浅場等の造成を実施する場合には、波浪から防護する施設が必要になる)
- 高波浪時には、道路への越波被害が発生している。



図4-1 環境特性（底生生物の個体数や多様度等）

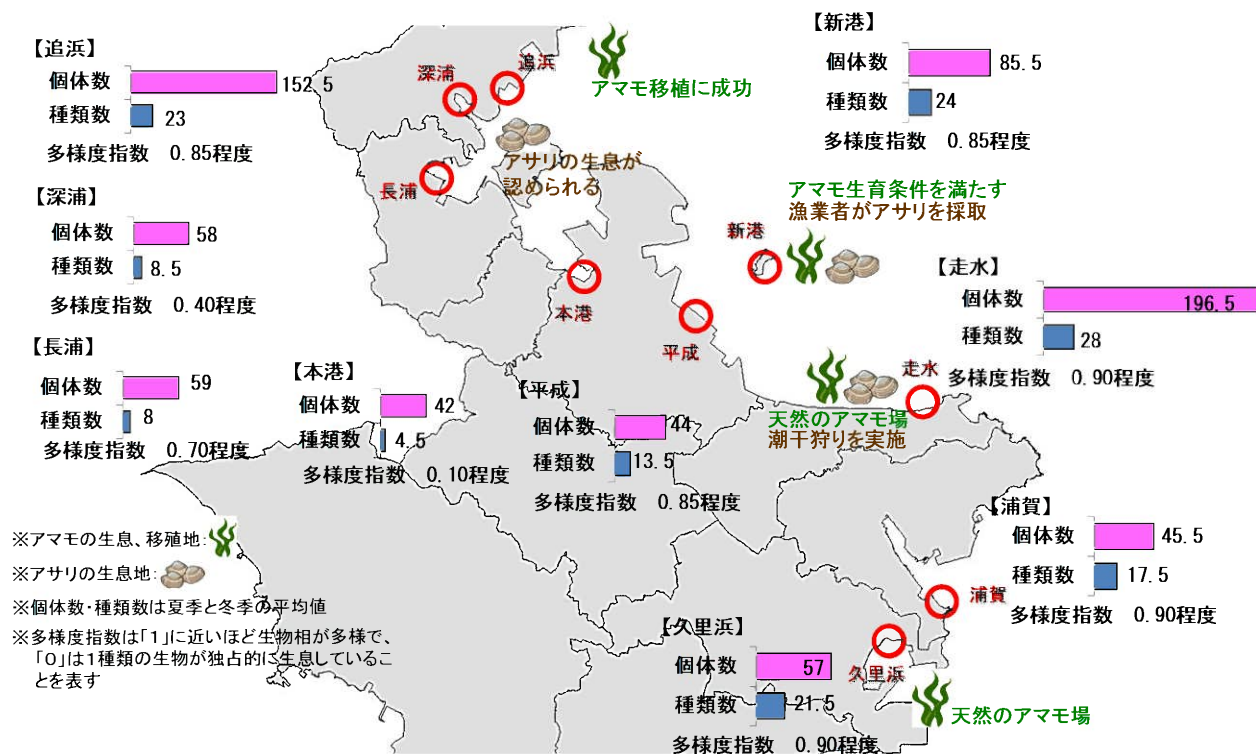
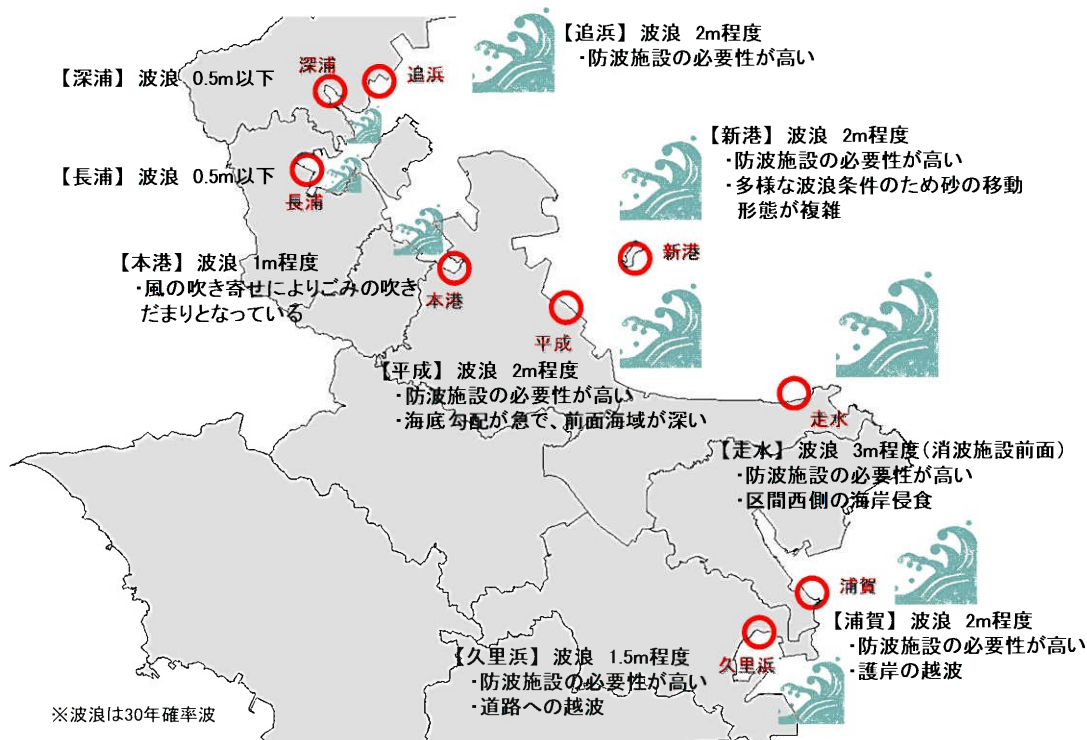


図4-2 自然特性（波浪等）



5 候補地の絞り込み

(1) 候補地の評価の観点

横須賀市の財政状況や利用者との調整の観点から全ての候補地を整備することは難しいと考えられるため、「4 候補地について」で整理した各候補地の周辺状況や特性を考慮した上で、当該事業の目的に沿う①利活用の適応の可能性、②環境保全・改善の必要性の2つの観点から候補地を評価し、絞り込むこととしました。

また、この評価に加え、費用対効果等の観点も含めて各候補地を総合的に評価し、全9候補地について当該事業に関連する今後の取り組み方針について検討しました。

①利活用の適応の可能性

当該事業は、横須賀市環境基本計画（2011～2021）や横須賀港港湾環境計画を推進していくための具体的な事業の一つです。このことから、利活用については、これらの計画の目的に沿うものであることが大切です。

そこで、利活用の観点から候補地を評価するにあたり、図5-1のとおり、まず、「3 浅海域の利活用方法」で挙げた利活用について、「浅海域自体を使用した利活用」（図5-1 ①から⑦）と浅海域に付加的な整備を伴う「付帯的な利活用」（図5-1 ⑧から⑪）に整理した上で、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」のリーディングプロジェクトの目的（「海辺に関するイベントの開催や環境教育・環境学習としての活用を図り、観光客も含めた交流人口増加や美化活動など、ふれあいの場の創出を推進する」）に沿った「浅海域自体を使用した利活用」（図5-1 ①から⑦）を重視し、適合性について各候補地を「○・△・×」で評価することとしました。

図5-1 利活用の整理



②環境保全・改善の必要性

また、事業目的の一つを「良好な海辺環境の保全・維持」としていることから、利活用だけでなく浅海域を整備したことで得られる環境に対する効果についても考慮する必要があります。

そこで、表5-1にあるとおり、「4 候補地について」での環境特性を踏まえて、各候補地の「環境保全・環境改善の必要性」について整理しました。

(2) 絞り込み結果

利活用と環境、さらには費用対効果の観点から、各候補地を「A：費用対効果等の観点から、短期的に事業化できる可能性があるため、検討を継続する候補地」、「B：中・長期的に事業化に向けての方策を検討していく候補地」、「C：現在の海域環境が維持できるよう経過観察していく候補地」の3つに分類しました。

その結果、表5-1のとおり、様々な利活用に適応する可能性が高く、また、環境の面からも保全や改善の必要性があることから、浅海域を整備することによる効果が期待できる場所として、

- 追浜地区リサイクルプラザアイクル前面海域
- 走水（伊勢町）地区前面海域
- 久里浜（長瀬）地区前面海域

の3候補地を「検討を継続する候補地」として「A」に分類し、その他の6候補地（深浦・長浦・本港・新港・平成・浦賀）については、護岸等の補修の際に環境改善を促進する構造を検討するなど「中・長期的な視野で検討」する「B」に分類、あるいは、比較的環境が良く「経過観察」する「C」に分類し、絞り込みを行いました。

研究会では、「A」に分類した3候補地について、引き続き、事業化へ向けたさらなる検討について次章以降のとおり進めました。

表5-1 絞り込みのまとめ

候補地	利活用への適合										環境保全・環境改善の必要性	候補地の評価と方針	
	浅海域自体を使用する利活用						付加的な整備を伴う利活用		利活用を阻害する要素				
	憩いの場	イベント	環境教育	海水浴	潮干狩り	磯遊び	釣り	レストラン等	客船	ボート等			
(1) 追浜地区リゾーツ・リゾート・アイクル前面海域	△	○	○	○	△	○	○	○	△	なし	特になし	A	<p>様々な利活用が可能であり、環境保全・環境改善が望ましいことから、当該事業の候補地として検討を継続する。</p> <p>環境改善が必要とされる場所であるが、利活用の制限が大きいことから、事業化に向けては中・長期的に取り組んでいく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸等の補修の際に環境改善を促進する構造も検討する ・港湾BOPや防災に関わる整備等の一環として環境改善に効果のある構造も検討する ・民間企業や市民協働事業等による環境改善の取り組みを推進・支援する <p>現在の海域環境を維持するよう経過観察していく</p> <p>様々な利活用が可能であり、環境保全・環境改善が望ましいことから、当該事業の候補地として検討を継続する。</p> <p>現在の海域環境を維持するよう経過観察していく</p> <p>様々な利活用が可能であるが、整備費用が大きくなることから、他の開発的な事業を検討する際に併せて検討するなど、事業化に向けては中・長期的に取り組んでいく</p> <p>現在の海域環境を維持するよう経過観察していく</p> <p>様々な利活用が可能であり、環境保全・環境改善が望ましいことから、当該事業の候補地として検討を継続する。</p> <p>港内は貴重な漁場であるが、環境が悪い場所もあるため、環境改善の必要性がある</p>
(2) 深浦地区前面海域	○	×	×	×	△	○	×	×	×	なし	特になし	B	
(3) 長浦地区緑地護岸前面海域	○	△	×	×	×	○	×	×	×	なし	特になし	B	
(4) 本港地区グエルニ公園前面海域	△	○	×	×	×	○	△	×	×	ごみ漂着の懸念	×	B	
(5) 新港地区猿島周辺海域	×	△	○	○	○	○	○	×	×	天候・時間帯による利活用の制限	×	C	
(6) 平成地区うみかぜ公園前面海域	○	○	△	○	△	○	○	△	×	急深地形で広域の整備は実現性に乏しい	×	B	
(7) 走水（伊勢町）地区前面海域	△	○	○	○	○	○	○	△	△	特になし	特になし	A	
(8) 浦賀地区住重護岸前面海域	×	○	△	○	△	○	○	△	×	背後地開発状況が不透明	×	C	
(9) 久里浜（長瀬）地区前面海域	○	○	○	△	△	○	○	×	×	特になし	特になし	A	

※1 伝統的風習・防災の利活用に関しては、必要条件の定義がないことから、本表では整理しない。

※2 海域環境案件の評価については、浅海域整備によって条件を満たす保証がないことから、現状の海域環境を基に評価している。

(1) 3候補地に期待する機能と実現するための施設

絞り込んだ3候補地について、事業化に向けたさらなる検討を進めていくにあたり、「4 候補地について」で整理した周辺状況や様々な特性を考慮し、各候補地に期待する機能を抽出し、それを実現するために必要となる施設について整理しました。

① 追浜地区リサイクルプラザイクル前面海域

i 期待する機能

- 背後地の環境施設との連携により、海的环境体験ができる。
- 近隣の「海の公園」(横浜市金沢区)でアサリが自然発生していることから、潮干狩りができる。
- 憩いの場や飲食店が少ない工場地帯において、近隣住民、就業者、来訪者の憩いの場として活用できる。(飲食も可能)
- プロサッカーチームを所有するなどスポーツ活動にも理解が深い地元企業との連携や広い水域を確保できることから、海辺のスポーツや海水浴ができる。
- 駅から離れているが、車で来訪できる。
- 背後地の発電施設や下水処理施設の強靱化に向けて、護岸の老朽化や耐震性の向上、高波からの防護が望まれることから、背後地を地震や高波から防護することができる。
- 閉鎖的の海域で直立護岸が続く北部地域において比較的底生生物の種類や個体数が多いことから、良好な海域環境が維持できる。
- 市民団体によるアマモ移植では厳しい波浪条件により分布が広がらなかったため、防波機能の確保により、アマモの生育環境が形成できる。
- 当該海域ではナマコ漁等の漁業が行われていること、また、潮干狩り場としてアサリの生育の可能性のあることから、これらの水産有用種が生息・増殖できる。
- ワカメやコンブの養殖地であることから、良好な生育環境を維持できる。

ii 実現するための施設

人工砂浜・干潟、人工磯(潮だまり)、藻場、防波施設、ボードウォーク、講義棟(管理棟)、レストラン・カフェ、駐車場

iii 整備イメージ(例)



② 走水（伊勢町）地区前面海域

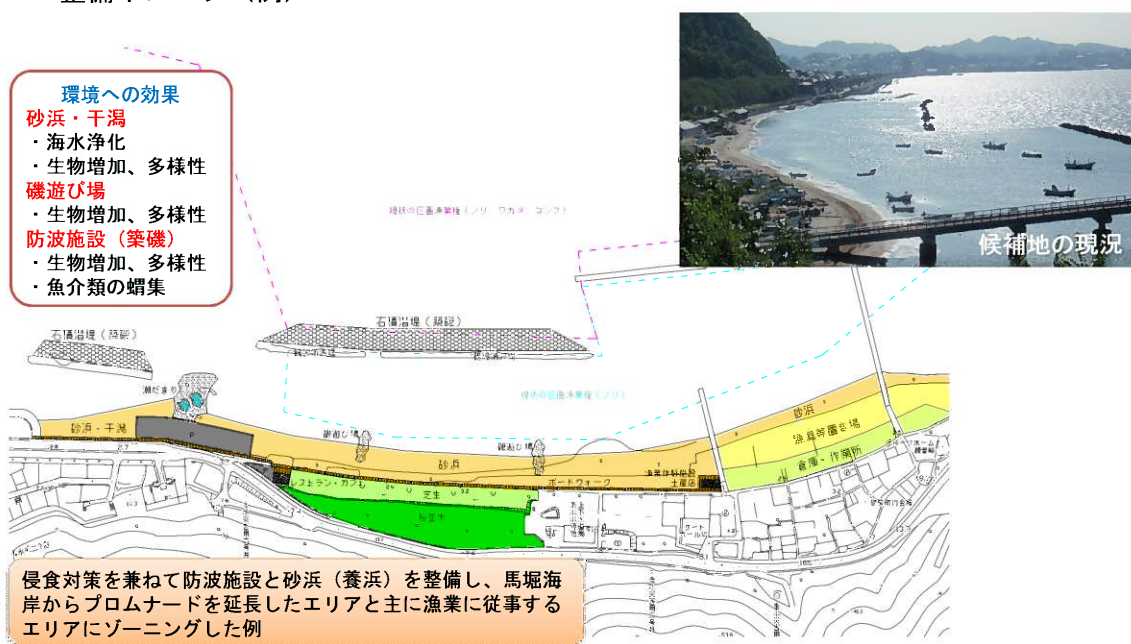
i 期待する機能

- 馬堀海岸のプロムナードに隣接し、背後地には桜の名所の走水水源地があることから、散策やランニングなど近隣住民や来訪者の憩いの場として活用できる。
- 安定的な砂浜の確保により、海水浴や潮干狩りができる。
- 生物相が豊かであることから、海の環境体験ができる。
- 漁業体験（海苔すき体験など）や海産物の販売・飲食等をとおして漁業を身近に感じることができる。
- 近隣の走水神社等の神事に利用できる。
- 駅から離れているが、車で来訪できる。
- 走水水源地などの背後地を高波や侵食から防護できる。
- 底生生物の種類や個体数が多いことから、良好な海域環境が維持できる。
- 当該海域はアサリの生息量が少ないため、人工砂浜や干潟の実現により、アサリ等の水産有用種が増殖できる。
- ノリやワカメ、コンブの養殖地であることから、遠浅で水質の良い生育環境を維持できる。

ii 実現するための施設

人工砂浜・干潟、人工磯（潮だまり）、防波施設、ボードウォーク、講義棟（管理等）、レストラン・カフェ・土産物店等、駐車場

iii 整備イメージ（例）



③ 久里浜（長瀬）地区前面海域

i 期待する機能

- 市街地から近く、付近には住宅も多いことから、近隣住民や来訪者の憩いの場として活用できる。
- 生物相が豊かであり、付近の港湾に関する研究機関との連携により、海の環境体験ができる。
- 水域も広く、底質改善等によってアサリの生育の可能性があることから、潮干狩りができる。
- 「どんど焼き」等の神事で利用できる。
- 駅から離れているが、車で来訪できる。
- 高波浪時に道路への越波から防護できる。
- 地域住民の避難場所、また、瓦礫の仮置き場として、災害時に利用できる。
- 岩礁帯もあり、底生生物の種類も多いことから、現在の良好な海域環境を維持できる。
- 当該海域ではナマコ漁やタコつぼ漁等の漁業が行われていること、また、潮干狩り場としてアサリの生育の可能性があることから、これらの水産有用種が生息・増殖できる。
- ワカメやコンブの養殖地であることから、良好な生育環境が維持できる。

ii 実現するための施設

人工砂浜・干潟、人工磯（潮だまり）、藻場、防波施設、ボードウォーク、緑地、駐車場

iii 整備イメージ（例）



今後、整備計画を策定していくにあたっては、さらに「自然環境や生態系の保全」、「防災・侵食対策」、「地域の活性化」などの機能を含めて検討していくことが重要となります。

（２）期待する機能を実現するための財源

当該事業は、整備の内容によっては相当な事業費が発生し、市が単独で整備していくことは財政上、難しいと考えられます。このため、財源を検討するにあたっては、国の直轄事業や補助事業として位置付けていくほか、民間資本の活用について検討することが有効と考えられます。

また、国に財源を求めるにあたっては、東京湾全体の環境改善に寄与する可能性をアピールするとともに、東日本大震災後は国の事業採択の傾向として国土強靱化や防災に係る整備が中心となっていることから、特に背後地の防護や侵食・越波対策を兼ね備えた整備を検討するなど、国の動向を見極めながら事業の必要性を積極的にアピールしていくことも大切です。

民間資本に関しては、民間の補助金の活用や維持管理に伴う費用の発生を抑えられるよう施設命名権の付与等の検討、特に追浜地区のアイクル前面海域については民間企業が所有する護岸の改修・強靱化も含めた整備として民間企業と横須賀市の双方が費用負担するようなしくみなど、財源の確保に向けて多角的に検討していくことが望まれます。

（３）先行的な取り組みの必要性

実効性のより高い計画とするため、試験的な施工によって効果を事前に検証し、計画策定に活かすことが有効と考えられます。

ただし、短期間での効果の検証が難しい可能性があり、また、財政的な負担も発生することから、試験的な施工の実施については、前向きではあるが慎重に検討していくべきと考えます。また、整備による効果だけでなく、周辺環境へ与える影響も重要であることから、漂砂や波浪の数値シミュレーション等により影響を予測することも検討していくべきと考えます。

さらに、地元住民、漁業者、企業等の理解を得ることが大切であることから事業への参画意識を高め、整備後の維持管理などについて市民が主体となり進められるような環境づくりが重要です。

そのためには、実際に整備を行う前に、意見交換会やワークショップなど、整備計画や整備後の維持管理等について関係者から意見や提案を聴く機会や場をつくることも先行的な取り組みとして必要と考えられます。

ここまで、市民の海までのアクセス（パブリックアクセス）の確保や海岸侵食など横須賀港の課題解決の必要性の高い9地区の候補地を利活用への適応性や環境保全・改善の観点から3地区に絞り込みました。しかし、市の財政状況や費用対効果などを考慮すると3カ所全てを整備することは困難と考えられます。

そこで、今後、候補地を1カ所選定する場合、利活用の想定、環境面への効果、防災面での必要性などが重要と考えます。

3候補地については、いずれも様々な利活用が期待でき、また、環境面からの整備の必要性がありますが、現在の国の直轄事業や補助事業の採択の傾向から、特に防災面からの整備についても含めることが不可欠です。

横須賀市にとっても、市民生活の安全性や大規模災害時の必要物資・エネルギーの確保は重要課題と考えられ、これらの課題解決への一助となる整備が望ましいことから、ここでは、3候補地について採択に向けた防災面の必要性を整理しました。

① 追浜地区リサイクルプラザイクル前面海域

- 高潮により浸水の可能性がある区間であり、背後地の発電施設や下水処理施設は浸水すると機能が停止する可能性があることから、市民生活の影響からも高潮対策が必要と考えられる。
- 背後地の発電施設は、民有の石積み護岸崩壊など、護岸老朽化が進んでいる状況から、発災時にも稼働できるよう、護岸も含め強固な施設にすることも検討する必要がある（発電出力約24万kW、8万世帯分*。横須賀市の世帯数**からすると約2分の1を賄う）。民有護岸、かつ、エネルギー関連施設であることから、民間資本や国費により整備できる可能性がある。
- 護岸の耐震性向上の方策として、横浜港湾空港技術調査事務所にある「潮彩の渚」（国が実験的に整備した施設であり、地方自治体等へモデル事業の提案を行っている）のような護岸整備の可能性も考えられる。



人工干潟を用いた生物共生護岸「潮彩の渚」
（出典：国土交通省横浜港湾空港技術調査事務所HP）

* 世帯消費電力（一般家庭）3kW

** 横須賀市世帯数 165,290世帯（平成25年12月1日現在）

② 走水（伊勢町）地区前面海域

- 海岸侵食により護岸の被災や海水浴等の利用に支障が生じているため、緊急の対策が必要である。
- 背後地の走水水源地は歴史的価値があり、現在も市内に水道水を供給していることから、発災時の重要物資である水の供給のため、施設を確実に維持するための対策が喫緊の課題である。

③ 久里浜（長瀬）地区前面海域

- 一部の区間では道路護岸まで海が迫り、高波浪時には道路への越波被害が発生しているため、越波への対策が必要である。

いずれの候補地も、防災面における施設整備の必要性があり、特に追浜地区と走水地区の2候補地については、大規模災害時における市民への電力や水の供給拠点となることから、首都圏での大地震の発生確率が高まっている現状を踏まえ、強靱化していくべき場所と考えます。

今後、これら防災面での必要性等も踏まえ、3候補地から優先度の高い候補地を選定し、整備に向けた取り組みを実施していくことが望まれます。

当該事業の目的は、整備のみならず、整備した場所を有効に利活用し、かつ、地域住民の憩いの場などとして機能することで、はじめて実現できると言えます。

そのためにも、市民、事業者、行政など各関係者が役割分担、連携・協働しながら、整備した場所を積極的に利活用するとともに、維持管理しながら、次の世代へと受け継いでいくことが大切です。

ここでは、①市民・市民団体（地域住民）、②事業者（NPO・企業・漁業者等）、③行政の取り組みの方針について整理しました。

①市民・市民団体（地域住民）

事業目的	事業目的に対応する取り組み方針
①海を身近に感じ、海に直接ふれあえる環境の創出	日常のくらしの中で、自らが海にふれあう機会を積極的につくる、または、提供する。
②良好な海辺環境の保全・維持	海的环境を守っていくようなライフスタイルを心がける、または、提案する。
③地域や地域経済の活性化（交流人口の増加など）	地域の海に愛着を感じるとともに、海辺の資源を活かして地域を活性化させる。 ※海辺の資源：伝統文化（祭・習慣・製造技法）、特産物、風景、生き物等

《取り組み例》

- 海岸清掃やイベントなどの開催や積極的な参加
- 美化活動などのための団体の設立や団体への参加
- 海辺の資源を活かした地域の賑わいづくりのためのイベントなどの開催や参加

②事業者（NPO・企業・漁業者等）

事業目的	事業目的に対応する取り組み方針
①海を身近に感じ、海に直接ふれあえる環境の創出	日常のくらしの中で、人々が海にふれあう機会や場を積極的に提供する、または、提供しようとする者への支援・協力をを行う。
②良好な海辺環境の保全・維持	海辺環境に対する理解を深め、保全・維持のための活動に取り組む、または、取り組もうとしている者へ支援・協力をを行う。
③地域や地域経済の活性化（交流人口の増加など）	地域の海に愛着を感じ、海辺の資源を活かした地域の賑わいづくりに積極的に取り組む、または、取り組もうとしている者へ支援・協力をを行う。

＜取り組み例＞

- 海岸清掃やイベントなどの積極的な開催や財政的・物的な支援・協力
- 行政との協働による海の環境に関する普及・啓発活動
- 地産地消や就業体験などによる漁業振興

③行政

事業目的	事業目的に対応する取り組み方針
①海を身近に感じ、海に直接ふれあえる環境の創出	日常のくらしの中で、人々が海にふれあう機会や場を積極的に提供する、または、提供しようとする者への支援・協力をを行う。
②良好な海辺環境の保全・維持	海辺環境に対する理解を深め、保全・維持への理解を得るための普及・啓発活動に取り組む、または、取り組もうとしている者へ支援・協力をを行う。
③地域や地域経済の活性化(交流人口の増加など)	地域に適した規模・内容で、海辺の資源を活かした地域の賑わいづくりや新たな事業の創出に取り組む、または、取り組もうとしている者へ支援・協力をを行う。

＜取り組み例＞

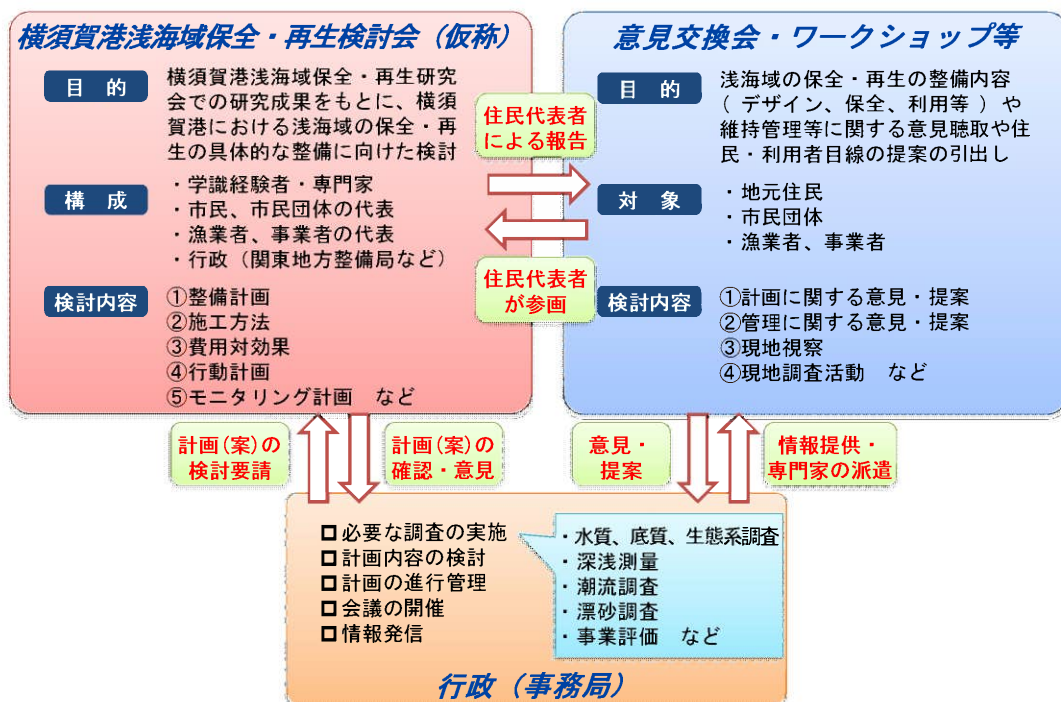
- 各種イベントや環境教育・環境学習等の開催や場・機会の提供
- 海の環境に関する情報提供や普及・啓発活動
- 海辺の資源を活かした地域の賑わいづくりのための取り組みに対する補助金などの財政的な支援

(1) 今後の検討の進め方

今後の整備計画の策定に向けては、整備後の利活用や維持管理を円滑に進めるために計画策定段階から地域住民と話し合う「PI方式⁷⁾」などを取り入れ、合意形成を図ることが大切です。また、維持管理については「アダプト制度⁸⁾」の利用が効果的であり、こうした制度の利用を推進していくことが有効と考えます。

今後は、本研究会での研究・検討結果をもとに、候補地での環境調査を必要に応じて実施しながら、具体的な整備について検討するため、学識経験者、市民団体、事業者などで構成する「検討会（仮称）」の設置のほか、整備計画や維持管理について地域住民や利用者から意見や提案を聴くための「意見交換会」や「ワークショップ」などを実施し、行政と密接に関連・連携しながら検討を進め、より良い整備や維持管理のための合意形成を図る体制を構築することが重要です。

図9-1 今後の検討体制案



7) PI方式

特に「里浜づくり」においては、地域の人々が海辺と自分たちの地域のかかわりがどうあるべきかを災害防止のあり方を含めて議論し、海辺を地域の共有空間（コモンズ）として意識しながら、長い時間をかけて、地域の人々と海辺との固有のつながりを培い、育て、つくりだしていく運動や様々な取り組み。

8) アダプト制度

道路等の公共施設の一部区域や空間を「わが子」の様にみなし、住民・団体・企業等が責任をもって保守管理する制度。

図9-2 検討会での検討事項



（２）今後の検討における留意点

最後に、今後の検討を進めるにあたっては、以下の点について特に留意が必要と考えます。

①市民等への十分な説明

今後、整備計画の策定や事業実施にあたっては、市民等の当該事業に対する理解が必要不可欠です。浅海域に対して共通の認識を持つためには、情報共有できる機会を設け、候補地を絞り込んだ背景や整備内容、整備の効果、課題等について十分に説明する必要があります。

②漁業権と市民利用の共存

浅海域は市民が海に親しめ、海辺の環境を享受できる場であると同時に、漁業の場でもあります。生き物の生産力が大きい浅海域は水産資源の供給源となる可能性があり、整備することでアサリなどの魚介類の増加が期待されます。

潮干狩りや釣りなどの利活用は、市民が海の恩恵を感じられる一つの機会ですが、横須賀港の港湾区域には共同漁業権や区画漁業権が設定されているため、市民の自由な利活用は制限されています。

一部魚類の漁獲量が低迷している現状での整備は、漁業振興への効果も期待できることから、長期的な視点を持ち、漁業権を適切に管理しながら、市民が利活用できる（海の恩恵を受けられる）要素を取り入れることが重要となります。また、このような状況も踏まえて、漁業者との意見交換・調整等については早い段階に実施していくことが望まれます。

③適切な事業評価の実施

国の直轄事業または補助事業としての採択に向けては、事前に事業評価⁹⁾を行い、事業の有効性を示す必要があります。

防災面での効果については、客観的な評価手法があり、また、一般に効果も大きいことから主要な便益となることが想定されます。

しかしながら、当該事業は主に利活用面や環境面での効果も期待するものであり、これらの側面からの便益の評価も検討し、浅海域の効果を適切に評価することが重要です。

一般的に、利活用や環境に対する効果を主目的とした事業は、その緊急性や優先性に疑問を持たれる場合がありますが、当該事業は、交流人口増加による地域活性化、電力・水の供給施設などの背後地防護による市民生活の安全・安心を視野に入れた事業でもありません。

また、結果として、人口減少が進んでいる横須賀市において定住促進にもつながることを考えると緊急性や優先性はむしろ高いと言えます。一方で、東京湾全体で生き物が減少している中、環境面からも喫緊な対策が望まれています。

このことを関係者全員が理解し、共通認識とした上で、意欲を持って今後の取り組みを進めていくことが必要になります。

9) 事業評価

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために実施する、費用対効果分析を含む総合的な評価。新規事業採択時評価、再評価、事後評価の3段階の評価がある。

■ おわりに

本研究会としては、委員の方々からの活発で忌憚のないご意見や事例発表などにより、横須賀港の特色を活かした、横須賀港ならではの浅海域の保全・再生の形を描き出し、整備計画の策定など今後の具体的な段階へ向けた考え方や進め方などをまとめ、「報告書」として作成しました。

当該事業は、以下のとおり、利活用・環境・防災の面から大きな効果が期待できることから、本研究会としては事業化していくべきと考え、今後の事業実施に向けてさらなる検討を進めることを進言します。

《期待できる効果》

- 利活用面では、市民が海にふれあえる空間が創出され、様々な利活用によって海に親しめる効果が期待できる。
- 環境面では、横須賀港の海域環境保全・再生の効果が期待でき、将来に亘る地元の海の幸の享受に貢献できるとともに、東京湾全体の環境への寄与や全国的にも先進的なモデルとなることが期待できる。
- 防災面では、高潮・侵食対策や大規模災害への対策として効果が期待できる。

そのためにも、横須賀市においては、厳しい財政状況の中、国の直轄事業や補助事業として採択されるよう努めるとともに、民間資本の活用等も視野に入れて、まずは財源の確保に向けて多角的に検討し、併せて事業実施に必要となる予算措置に努めることを要望します。

最後に、この報告書をもとに、今後、横須賀市が中心となって、地域住民や事業者などを含めて整備のための検討を進めることが必要であり、将来の子どもたちに横須賀のより良い海辺環境を引き継ぐためにも、当該事業の実現に向けて積極的に取り組んでいくことを期待します。

資料編

1	横須賀港浅海域保全・再生研究会設置要綱	32
2	横須賀港浅海域保全・再生研究会条例	33
3	横須賀港浅海域保全・再生研究会の開催経緯	34
4	横須賀港浅海域保全・再生研究会委員名簿	36
5	横須賀港における浅海域の保全・再生のあり方について(報告)	37

1

横須賀港浅海域保全・再生研究会設置要綱

(設置)

第1条 横須賀港の良好な海辺環境の保全及び再生に係る事業に関し、場所の選定、利用及び活用、整備方法、課題等の検討に資するため、横須賀港浅海域保全・再生研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 研究会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、海辺環境に関し専門的知識を有する者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長等)

第3条 研究会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、市長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 研究会の会議は、委員長が招集する。

2 研究会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は、港湾部港湾企画課において行う。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

横須賀市の附属機関に準ずる機関の見直しに伴い、平成25年4月1日付で廃止

2 横須賀港浅海域保全・再生研究会条例

(設置)

第1条 横須賀港の良好な海辺環境の保全及び再生に係る事業に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀港浅海域保全・再生研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 研究会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、海辺環境に関し専門的知識を有する者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第3条 研究会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 研究会の会議は、委員長が招集する。

2 研究会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 研究会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

横須賀市の附属機関に準ずる機関の見直しに伴い、平成25年4月1日付で制定

	内 容
先進事例研究① (平成 24 年 7 月 11 日)	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局による大森ふるさとの浜辺公園（東京都）視察 ・事業の経緯について ・整備について ・利活用について
第 1 回 (平成 24 年 7 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> ○検討内容 ・研究会の概要 ・横須賀港の概要 ・横須賀港の環境保全・再生の取り組み ・浅海域保全・再生の基本方針 ・浅海域保全・再生の事例 ・今後の進め方 ・参考意見（平成 24 年 6 月 30 日開催「よこすか自然環境セミナー」での市民からの意見）
第 2 回 (平成 24 年 10 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ○検討内容 ・第 1 回研究会での主な意見とその対応について ・第 1 回研究会を踏まえたスケジュール ・浅海域利活用に向けた横須賀港の課題 ・浅海域の利活用方法 ・候補地について ・候補地選定のためのデータの整理方法について ○事例発表 ・「浅場再生という視点から見た東京湾・横須賀」古川委員 ・「東京湾の環境と底棲魚介類群集の変遷：1977 年～2011 年」堀口委員
第 3 回 (平成 25 年 1 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> ○話題提供 ・「市民の視点から見た浅海域保全再生への要請」今井委員 ・「港湾における環境創造及び環境利用促進」角委員 ○検討内容 ・第 2 回研究会での主な意見とその対応について ・各候補地の主な特性について ・候補地の絞り込みについて

<p>第4回 (平成25年5月29日)</p>	<p>○検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回研究会での主な意見とその対応について ・浅海域の整備工法について ・各候補地に求められる機能と整備方法について ・財源について ・試験的・先行的な取り組みについて ・候補地の優先度について ・検討会での調査項目の抽出
<p>先進事例研究② (平成25年6月25日～26日)</p>	<p>○別府港海岸（上人ヶ浜・餅ヶ浜・北浜地区）視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定状況について ・整備状況について ・管理状況について ・利活用状況について
<p>第5回 (平成25年10月30日)</p>	<p>○報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別府港海岸（上人ヶ浜・餅ヶ浜・北浜地区）視察について <p>○検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回研究会での主な意見とその対応について ・各関係者の取り組みについて ・計画策定に向けた進め方について
<p>第6回 (平成26年2月3日)</p>	<p>○検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回研究会での主な意見とその対応について ・意見書及び報告書について

(敬称略・順不同)

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	近藤 健雄	日本大学理工学部 海洋建築工学科教授	委員長
2	学識経験者	古川 恵太	国土交通省国土技術政策総合研究所 沿岸海洋・防災研究部 沿岸海洋新技術研究官	職務代理者 (副委員長) ※平成25年4月1日付 で岡田委員へ変更
		岡田 知也	国土交通省国土技術政策総合研究所 沿岸海洋・防災研究部 海洋環境研究室長	
3	学識経験者	秋元 清治	神奈川県水産技術センター 栽培推進部 主任研究員	
4	学識経験者	堀口 敏宏	国立環境研究所 環境リスク研究センター 生態系影響評価研究室長	
5	市民団体	今井 利為	よこすか海の市民会議代表	
6	事業者	斎藤 浩昌	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長	
7	関係行政機関	森 弘継	国土交通省関東地方整備局 港湾空港部港湾計画課長	※平成25年4月1日付 で林委員へ変更
		林 雄介		
8	関係行政機関	角 浩美	国土交通省関東地方整備局 京浜港湾事務所長	※平成25年7月1日付 で山縣委員へ変更
		山縣 延文		
9	市職員	本多 和彦	横須賀市環境政策部長	
10	市職員	藤田 裕行	横須賀市港湾部長	

※任期は平成24年7月1日～平成26年3月31日

平成 26 年（2014 年）3 月 19 日

横須賀市長 吉 田 雄 人 様

横須賀港浅海域保全・再生研究会
委員長 近 藤 健 雄

横須賀港における浅海域の保全・再生のあり方について（報告）

「横須賀港浅海域保全・再生研究会」では、平成 24 年 7 月に第 1 回の研究会を開催して以降、6 回に亘り横須賀港における浅海域の保全・再生のあり方について検討してまいりました。

学識経験者、関係行政機関、事業者、市民団体等で構成する本研究会では、横須賀港において、人びとが海に親しめ、かつ、生き物の繁殖・生育の場としての効果や海の自浄能力を高める効果が期待できる浅海域を取り戻すため、場所の選定、利活用や整備の方法などについて、自然環境、生態系、集客による経済効果、費用対効果、防災・侵食対策などの観点から活発な議論、意見交換、先進事例研究などを重ね、今後、具体的な整備計画等の策定に向けた指針となるよう、「横須賀港における浅海域の保全・再生に向けた研究報告書」として取りまとめましたので報告します。

なお、市長におかれましては、横須賀港における浅海域の保全・再生を推進するに当たり、下記の事項について十分に意を用いていただき、主要な政策の 1 つとしての認識をもって、その実現に向けて積極的に取り組まれることを期待します。

記

- 1 横須賀港は東京湾の中でも自然環境が多く残っていることから、将来の子どもたちに横須賀のより良い海辺環境を引き継ぐことに努めること。
- 2 将来に亘り市民が海の恵みを享受できるよう、海を身近に感じ、海に親しめる場の創出を様々な観点から検討を進め、積極的に取り組むこと。
- 3 本研究会として、利活用の可能性や環境保全・改善の必要性を考慮して選定した 3 つの候補地を中心に具体的な検討をさらに進めること。
- 4 整備計画の策定に当たっては、自然環境、生態系の保全に配慮するとともに、防災・侵食対策、また、集客効果など地域経済の活性化に資する計画とすること。
- 5 今後、地域住民や関係事業者などを含めた検討組織を設置し、海を利用する全ての人が良好な関係で共存できるように、地域と一体となった計画策定、維持管理が行えるよう努めること。
- 6 財政状況が厳しい中ではあるが、国等の直轄（補助）事業として採択されるような工夫をするとともに、民間資本の活用等も視野に入れて財源の確保に努め、併せて必要となる予算措置に努めること。

横須賀港における浅海域の保全・再生に向けた研究報告書

平成 26 年（2014 年）3 月

《発行》

横須賀市港湾部港湾企画課

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

電話：046-822-9621 FAX：046-826-3210

E-Mail：pp-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp



この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成 25 年度横須賀市グリーン購入方針の判断基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔ランク A〕のみを用いて作成しています。

この冊子は 250 部作成し、1 部あたりの印刷経費は 806 円です。

